

令和5年度の「ヘイトスピーチへの対処に関する条例」にかかる案件の取扱状況について

表1 取扱状況

	令和5年度
過年度繰越件数	28
新規取扱件数（右記表2）	2
取扱終了件数（下記表3）	11
期末残件数	19

表2 新規取扱件数の内訳

	令和5年度
申出によるもの	0
職権によるもの	2
合計	2

表3 取扱終了件数の内訳

	令和5年度
ヘイトスピーチに該当する案件	7
ヘイトスピーチに該当しない案件	3
条例の対象とする表現活動でない案件（ヘイトスピーチの該当性判断に至らなかった案件）	1
5条該当性を判断できないとして終了した案件	0
申出の取下げにより終了した案件	0
合計	11

表4 ヘイトスピーチに該当する案件の種別

区分	令和5年度
インターネットへの動画の掲載	0
インターネットへの「まとめ記事」の掲載	0
公道上での街宣活動及び音声又は同活動の録画動画（生中継動画を含む）のインターネットへの掲載	6
チラシ状の印刷物を多数配布した行為	0
公道上での街宣活動	1

ヘイトスピーチに該当する案件に対して市が実施した拡散防止措置の概要について

（令和5年度）ヘイトスピーチに該当すると認定した7つの案件のうち1件について、プロバイダに対する動画の削除要請などを行いました（残る6件については、認定時点で動画が視聴できない状態になっていたため、特段の措置は実施していません。）。